

平成28年度 第1回和光市自立支援協議会 会議録（要録）

- 1 日 時 平成28年7月28日（木） 午後2時～午後3時40分  
 2 場 所 和光市役所 5階 502会議室  
 3 出席者 18名

	所 属 団 体 等	氏 名
副会長	和光市心身障害児・者を守る会	深野 正美
委員	社会福祉法人教友会 (和光市中央障害者相談支援事業所)	白石 将章
委員	社会福祉法人 和光福祉会	欠端 春美
委員	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	山本 恵子
委員	医療法人壽鶴会 東武中央病院	後藤 雅典
委員	埼玉県朝霞保健所	谷戸 典子
委員	埼玉県立和光南特別支援学校	折原 則子
委員	和光市教育支援センター	樋口 普美子
委員	朝霞公共職業安定所	前澤 聖子
委員	和光市身体障害者福祉会	下川 初江
委員	特定非営利活動法人 耀の会	関 正視
委員	和光市社会福祉協議会	野川 希代子
委員	特定非営利活動法人和光虹の会	海老原 利昭
委員	公募による市民	井本 昭
委員	公募による市民	齋藤 順子
委員	公募による市民	半田 理江子
委員	その他市長が必要と認める者	高田 奈歩
委員	その他市長が必要と認める者	小宮 正浩

4 欠席者 2名

	所 属 団 体 等	氏 名
会長	十文字学園女子大学人間福祉学科	佐藤 陽
委員	障害者支援施設すわ緑風園	漆原 新吾

（事務局）松本武洋市長

福祉政策課 阿部課長 飯田統括主査 麻生主任

社会福祉課 岸本課長 細田主幹 柴崎課長補佐 内田主査 濱口主任

菅野主事

5 傍聴者 9名

## 1 委嘱式

市長より委員へ委嘱書を交付

## 2 会長及び副会長の選出

【 市 長 】 委員一斉改選後の初回会議のため、会長副会長が決まるまでは、私が仮議長を務めます。まず委員の自己紹介をお願いします。

<委員自己紹介>

【 市 長 】 自立支援協議会要綱第6条には、会長副会長は互選により定めることになっております。どなたか立候補される方がいましたらお願いします。立候補がないようでしたら、推薦をお願いします。

【 委 員 】 前年に引き続き、会長に佐藤先生、副会長に深野委員を推薦したい。

【 市 長 】 会長職に佐藤先生、副会長に深野委員との推薦がありましたか、いかがでしょうか。

<全員賛同>

【 市 長 】 では、本日佐藤委員が欠席ですので、会長職の承諾確認は事務局でお願いします。また、副会長は深野委員にお願いいたします。これで仮議長を降ります。

【 副会長 】 それでは、会長に代わり議長を務めさせていただきます。議事録署名人については、名簿順とし、白石委員と欠端委員をお願いします。

## 3 権利擁護センターの開設について

事務局説明

資料3-1 チャレンジドを取り巻く現状

資料3-2 第3期障害福祉計画における進捗状況について

資料3-3 和光市自立支援協議会の専門部会について

資料4-1 権利擁護センター設置要綱・チラシ

資料4-2 和光市権利擁護事業実施要綱

資料4-3 和光市権利擁護センター（成年後見支援センターについて）

【 委 員 】 4つの部会の委員については、8月中に会長に一任するということができたが、参加したい部会への希望を述べることは可能か。

【 事務局 】 まず、事務局より会長に部会委員の案を示し、確認した後、委員の皆様にも確認させていただきたい。その際、もしご意見等があればお伺いし、再度会長と事務局で審議し、決定していく方向で考えている。

【 副会長 】 今回資料の配布が遅れて当日ということもあるので、こういう形で不信感を持ってしまうと、会の進行を妨げるおそれもある。少しでも希望が述べられるように対応できないか。

【 事務局 】 副会長のおっしゃるとおり、皆様のご意見を伺って進めていきたい。

- 【 委 員 】 権利擁護センターの位置付けが、この会議で協議されずにいきなり審議機関としての役割を持つような位置付けになっていることに驚いている。そういう機能を持つということは、他の部会とかなり運営方式が違うことも予想されるので、この協議会の中でもっと審議して進めてほしかった。
- 【 委 員 】 権利擁護センターを設置した場合、センターの運営について専門的な分野を協議する運営協議会を設置するのが通常であると思うが、和光市では自立支援協議会の専門部会の中で同様の機能を有する機関を設置するように思える。もう少し組織の整合性・機能の在り方を検討する必要があるのではないか。
- 【 事務局 】 権利擁護センターを設置して間もないため、まだ細かい部分について詰めていないので、今後早急に検討していきたい。
- 【 委 員 】 やはり、進め方に正直無理があり、必要なステップを踏んでいないと思う。この案の中で部会の構成メンバーの要員数まで決められているが、私はこの人数にこだわってほしくない。委員の意見を反映できるように配慮してほしい。
- 【 委 員 】 私は権利擁護センターの設立式に参加して一通りの説明を受けた。説明を受け、大まかなことは分かっているが、組織として具体的にどのように動いていくかはまだ決められてないと聞いている。それをこの部会を設置して、その中で協議して決めていくという位置付けでいたが、今回の資料を見るとほぼ決まっているように思われる。和光市らしいセンターを作るためにも委員の思いを反映し、実現できるような組織にしなければ部会はいらないということになりかねないのではないか。
- 【 事務局 】 今回率直なご意見をいただいたので、今回提示した事務フローの見直しも含めて、権利擁護部会の中で議論して進めていきたい。
- 【 副会長 】 この協議会委員は、それぞれの分野でかなり専門性の高い方で構成されている。今後部会を立ち上げる場合、専門性が高い方ばかりで構成してしまうと偏りが出てしまうため、一般の方を入れる等バランスを考慮して、上手な配分ができるように検討してほしい。

#### 4 平成28年度障害基盤整備（案）について

##### 事務局説明

資料5 平成28年度障害基盤整備のニーズ量について

資料6 平成28年度障害基盤整備実施事業者について

##### ▼障害基盤整備事業について

- 【 委 員 】 就労継続支援B型は、精神のワンステップ、知的のすまいる工房、こちらの施設を想定して数値を上げていると思う。例えば、NPO法人が不

足している北圏域に建設しようと提案した場合、自立支援協議会にかけて承認を得られれば遂行できるという回答をいただいたことがあるが、この解釈で間違いはないか。

- 【 事務局 】 本来、市が進めたいということで、公募で行うことが原則となる。そのため、公募のタイミングで手を挙げていただくことが一点と考えている事業を相談いただいて、基盤整備に沿うものであれば、サービス基盤整備部会及び自立支援協議会に諮り、進めていくことになる。
- 【 委員 】 朝霞市や志木市など近隣市は、国又は県の支援事業を行っている所もあるが、それでも足りず、任意でNPO法人が運営している所が多いと思われる。今までは県で申請、審査を行っていたが、今年から和光市は市で決めて認定するというのを県より確認した。そのため、自立支援協議会の委員さんに限らず、いろいろな提案が出てくると思う。また、具体的に数字が上がっているが、B型施設について精神と知的との割合が、厳密に分かれると思う。しかし、この資料から精神が足りないのか、知的が足りないのか見えてこないが、どうなっているのか。
- 【 事務局 】 和光市では、平成27年4月に県から権限移譲があり、基準に基づいて事業所の指定を市で行っている。原則である公募で行えていないことは申し訳ないが、手を挙げていただける事業者に関しては、ニーズ量と基盤整備の計画と照らし合わせ、公平な目で判断し、自立支援協議会に諮った上で事業を進めていきたい。就労継続支援B型について、すまいる工房とワンステップの定員では、ワンステップの方が精神が多いという現状である。就労系については、一概に精神だからというのではなく、一番良いのは障害者枠を含めた一般就労で自立することである。その中で就労継続支援A型、就労継続支援B型が必要になるという方のニーズに関して、例えば室内での作業に関しては、特に精神と療育の区別がなく行えるサービスもある。また、身体の方でも、今までやっていたパソコンのスキルを生かせる方もいるので、どちらが足りないというよりは、就労移行を含めて、市内のサービスにつなげられればと考えての数字となっている。基本的には就労継続支援B型なので、精神と療育で考えている。
- 【 委員 】 名乗りを上げている事業所について、ここで審議するのか。和光市が事業所の許認可については、権限を移譲されたと聞いている。そのため、和光市内のグループホームの申請は、県の専権事項から外れており、市の専権事項となっている。ここで協議すべきは、どんなニーズがあって、これだけ足りてないが、どうするかという議論をここですべきである。一件一件の事業所に対して認めるか、条件を満たしているかというのは、私たちの範疇ではない。そこを明確にしていかないと、様々な疑問点をひきずったままになってしまうのではないか。

- 【 事務局 】 本来であれば、各部会で内容を精査して、協議会に報告することになるが、部会の整備がされてなかったため、この場でご審議いただいている状況である。
- 【 事務局 】 自立支援協議会の整備基盤の論点になるが、何が足りていて、何が必要なのかというのがまず第一にある。一つ一つの事業所の審議に関しては、市で行う。適正かどうか、その場所でやっていいか等の基準は市で判断させていただく。一つ一つの事業所に対して、適切かどうかという面も疑問があれば見ていただければと思うが、どちらかということ、基盤整備に基づく事業の指定を市で行っているのかという点を、確認いただければと考えている。
- 【 委員 】 基盤整備の中に、就労移行支援、就労継続支援A型、B型があるのですが、なぜ生活介護がないのか。
- 【 事務局 】 実際のニーズ量は資料にあるとおり、生活介護や短期入所も出している。和光市のサービス基盤整備上、まだ足りていない部分も多くある。現在、市内の生活介護施設は、ゆめちかとさつき苑であり、すずらん等もよく利用されていると思う。こちらの整備も、市で必要性は考えている。ただし、現状で平成28年度の優先順位として整備させていただきたいものが相談支援事業所と就労系及び児童発達に通所系となっている。他の整備は、委員会の意見も伺いながら、平成29年度、30年度を目標にして設定し、最終的には、全てのサービス基盤整備を完了することを目標に考えている。
- 【 委員 】 私もいろいろな意見を聞くが、特に生活介護についての意見が多い。医療的なケアが必要な方、知的の方と肢体の方は施設で生活できない部分とかあると思う。その中で、和光市では生活介護であるさつき苑にお世話になり、少し重い方は、すずらんでお世話になるしかないという声を多く聞く。すずらんもいっぱい通えるとしても2日ぐらいしか行けず、また別に違う施設を探して2箇所通ったりしなければいけないというような声をよく聞いている。そのようなニーズが行政に届いていないのではないか。部会の中で、このような意見をもっと出していきたい。
- 【 副会長 】 あくまで、今回出された整備事業の承認を受けたいということなので、皆様のご意見を参考にする形となると思う。市長に対する審議結果の報告について、皆さんからいただいたご意見の反映については、事務局との調整を会長と私にいただくということで、議題2の①についてはご承認いただけるか。
- 【 一同 】 異議なし。

## ▼整備運営事業者指定方法及び整備運営事業者について

- 【 委 員 】 自立支援協議会に諮り、委員の協議を得てから、市が問題ないと判断する事業所を認定すると聞いていた。しかし、この説明を聞くと違うのではないか。和光市として、どういう手順、仕組みで認定するかという大前提を決めないといけないのではないか。自立支援協議会に諮るということであれば、要綱等ではっきりうたうべきである。また、和光市で認定委員会を行い決定し、自立支援協議会は参考意見で意見を伺う程度のものなのか。今、提案された二つの事業所は委員の意見が出なければ、承認されたということで、このまま認定がおりるのではないか。そんないい加減なことでもいいのか。疑問に感じている。
- 【 副会長 】 前回も同じようにこういった事業所だけをあげていて、審査は市でやっています。ご説明いたしますので、皆さんの承認をいただけますでしょうかということ、前々回でもあったかと思えます。それと同じと捉えていたのですが、皆さんはいかがでしょう。
- 【 委 員 】 自立支援協議会は承認という事項なのか。協議会が認めたからその事業所を認可するというような形で、今まで捉えた形跡はない。言葉をしっかり、ここで使い分けて欲しい。許認可の権限は市が持っている。どういう基準で、どういうことをクリアしたら、事業所に対して認可をするかは、市の専権事項である。承認という言葉を使うからおかしくなるのではないか。
- 【 事務局 】 基本的にはニーズ調査の結果に基づいて整備を進めていきたいと考えている。今回部会の整備が間に合わず、混乱を招いているが、提案させていただいた事業所は、和光市のニーズの中で必要という判断をしたので、報告及び承認という形でお願いできればと思っている。
- 【 委 員 】 部会で議論したり、深めていくというのはわかる。承認するかしないかということ、自立支援協議会設置要綱をみても、承認機関とは記載されていない。そこは、はっきりしたほうがいいのではないか。
- 【 副会長 】 自立支援協議会設置要綱第2条のとおり、協議会は市長の求めに応じ、地域の障害福祉に係る施策について調査審議し、市長に意見を述べることができるとなっている。
- 【 委 員 】 学校教育の立場からお伺いしたい。児童発達支援事業計画のABA児童発達支援ルームについて、管理者がどのような知識を持って、療育ができるのか、少し疑問がある。ABAは、とても効果が高いものであり、資料の中にも週30時間を2年間実施したところ、IADLが上がったと記載されている。ただし、今回の事業計画では、そんなに長い時間ABAを行えるわけではない。説明が十分ではなく、誤解を生むような書き方に疑問を感じる。ABAでは、子どもたちが今何ができて、何が課題なのか、計画をしっかりと立てる必要があるが、その課題によって専門

職の必要性も異なってくる。そういった点もこの資料からは不明確である。また、アセスメントが重要であるが、いったいどなたがアセスメントをするのかというのわからない。アセスメントは常に見返していくものであるため、毎日指導していく方に専門性がなければ、指導したとしても保護者が願っているような解決に繋がっていくとは思えない。学校や、幼稚園、保育園と通われている所とどのように計画のすり合わせを行っていくかも不透明である。

【 委 員 】 ABAは障害のあるお子さんにとって、大変有効な手段であると思うが、今回示された資料の中には少し疑問が残るような表現が見られる。私たち委員が承認の一員となると、自信を持ってお勧めできるか難しい。和光市が認可したということであれば良いが、私たち委員が承認したということであれば、内容がよくわからない部分もあり、少し不安も感じる。

【 副会長 】 結局は、いきなり協議会で承認するかしないかではなく、その前に部会等で議論する時間が必要である。いきなりこのような議題について意見を求められても、意見は出せないというのが、正直なところである。委員の皆さんは、そこを強くおっしゃりたい。あくまでも、私たち委員は市長に対して意見を出すことができる。その意見を出す部分を重要視していただくことはありがたいが、委員が承認したから話を進めるということでは、何かあった時に、私たち委員がどんな責任が取れるのかということを考えてしまう。

市長へ提言していくということなので、今回は委員の意見を事務局や会長に調整していただくということで、話を進めてもよろしいか。

【 一同 】 異議なし。

【 副会長 】 あくまで委員皆さんが積極的に賛成しているわけではないということを加えておきたい。

## 5 今後のスケジュールについて

事務局説明

### ▼会議回数について

【 副会長 】 協議会の開催は要綱で原則、1年度につき2回開催するとなっているが、今年度は年に4回開催するのか。

【 委 員 】 4回を予定したいと考えている。

【 委 員 】 前回の任期中は、専門部会を6～7回開催したと思う。今年度、本会議を4回開催するとなると、専門部会は課題によると思うが、6回程度開催するのか。部会は協議会の倍程度開催されると認識しているが。

【 事務局 】 今後審議する内容にもよるため、その都度判断していきたい。

## 6 その他について

### ▼会議録について

- 【 委 員 】 今回初めて委員になられた方もいるので、あらかじめ会議録の取り扱いについて確認したい。会議録について、今までは誰が何を話したかということをして全て記載していたと思う。しかし、議論の活発化ということを考えると、あえてホームページに個人名を出す必要があるのか。
- 【 副会長 】 この件は、事務局に一任してよろしいか。
- 【 委 員 】 実際に要録という形なので、一言一句記載されているわけではないが、言い回しの難しい部分は割愛されていると思いながら、読んでいる。活発な意見を誰が言ったということは、この委員会内で認識していれば十分だと思うので、ホームページに公開するものは個人名を入れる必要は全くないのではないかと。また、委員の個人名を出しておきながら、事務局としては誰が答えたかということは何も書いていない。責任の所在をはっきりする必要があるれば、委員だけでなく事務局の個人名も出すべきである。私の意見としては、ホームページに個人名は伏せてほしい。
- 【 事務局 】 個人名を出すかどうかについては、規則等を確認し、今後どのような方向性でいくのか、会長に報告する。
- 【 委 員 】 保健所管内7市町の自立支援協議会等に参加している。市町によっては、会議録が委員のところへ確認のために回ってくる時点で、すでに個人名が書いていない自治体もある。その代わりに、中身は細かい所まで書いてある場合もあるので、そのあたりも考慮してご検討いただきたい。